

第59回「くらしに役立つ法律のはなし」

～ 3月の弁護士による連続法話 ～

南信消費生活センターでは、長野県弁護士会飯田在住会との共催により、弁護士による連続法話「くらしに役立つ法律のはなし」を開催します。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

|  |  |
| --- | --- |
| * **テーマ** | **もしもに備えて「任意後見」　　　　　　　　　　　　　　　　　～ もし自分が・家族が認知症になったら ～** |
| * **内　容** | **もしも認知症になったら････「家族に迷惑掛けたくない」「頼れる人が居　ない」「自分の意見を尊重してもらえるのか」など、不安を抱える方は少な　くありません。**  **自分のことを自分で決められるうちに、安心して最期まで自分らしく過ご　すための一つの選択肢として、今回は、成年後見制度の中でも、任意後見制度を中心に、どのように利用するのか等について、弁護士から分かりやすく解説していただきます。** |
| * **講　師** | **みなみ信州法律事務所　三浦　美佳子　弁護士** |
| * **日　時** | **平成31年3月15日（金）午後1時30分～3時まで** |
| * **会　場** | **南信消費生活センター会議室（飯田市美術博物館隣り）** |
| * **参加料** | **無　料** |
| * **申込み** | **参加ご希望の方は、南信消費生活センターへ電話（０２６５-２４-８０５８）またはメール（n-shohi@pref.nagano.lg.jp）で、氏名及び居住市町村をご連絡ください。** |
| * **その他** | **当法話は毎月１回開催しています。次回以降は決定次第お知らせします。** |

**確かな暮らしが営まれる美しい信州**

**～学びと自治の力で拓く新時代～**

しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）推進中

長野県南信消費生活センター

（所長）石澤　一志　（担当）松本　善彦

電 話 0265-24-8058（直通）

F A X 0265-21-1703

E-mail　n-shohi@pref.nagano.lg.jp

**「第2次長野県消費生活基本計画」推進中**

・消費者の権利の確立と利益の擁護

・県民の消費生活における自立の支援　等